函館市結核予防費補助金交付要綱

1　趣旨

結核予防事業に対する補助金の交付については，函館市補助金等交付規則（昭和６２年函館市規則第４３号）の規定によるほか，この交付要綱に定めるところによる。

2　補助事業者

学校（専修学校および各種学校を含み，修業年限が１年未満のものを除く。以下同じ。）または，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成１０年政令第４２０号。以下「政令」という。）第１１条で定める施設の設置者（函館市内に存在する学校または施設の設置者に限るものとし，設置者が国，道および市であるものを除く。）とする。

3　補助対象事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）第５３条の２第１項の規定に基づく定期の健康診断で，法第５８条の３に基づき支弁する費用について補助対象とする。

4　交付申請期日

事業完了の日から３０日以内または当該年度の２月末日までのいずれか早い日とする。

5　交付基準

法第６０条第１項，第６４条の２および政令第２６条第１項の規定に基づき函館市が交付する補助金の基準算定額は，事業実施年度の前年度における感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱で定める健康診断（結核に限る）の基準単価を用い，別紙様式３により算出するものとする。

6　交付申請

この補助金の交付申請は，実績をもって行うものとし，当該申請に当たっては，次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 交付申請書（別紙様式１）
(2) 事業精算書（別紙様式２）
(3) 事業実績書（別紙様式３）

(4) 健康診断費内訳明細書（別紙様式４）
(5) 健康診断の内容が記載された医療機関からの領収書等の写し

7　額の確定

市長は，前項の規定による交付申請を受けたときは当該内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の交付の決定および額の確定を行い，補助事業者に別紙様式５により通知するものとする。

8　交付条件

この補助金の交付に当たっては，別紙様式５に定める通知文にある条件を付すものとする。

9　添付資料

交付申請に当たっては，次について記載されている書類を原本照合（原本照合は申請者が行う。）の上，領収書等の写しを提出するものとする。

(1) 健康診断の内容
(2) 健康診断の対象者およびその区分ごとの人数
(3) 消費税額（地方消費税額を含む）

附　則

この要綱は，平成１７年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。